

## 第4節 支援等のための体制整備への取組

### 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

#### (1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置の促進等

##### 【施策番号141】

ア 内閣府において、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議等、様々な機会を通じ、犯罪被害者等からの問合せ・相談があった場合に総合的な対応を行う窓口の設置を要請する（第1章P11参照）とともに、関係省庁と地方公共団体あてに送付している「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」では、各省庁の犯罪被害者等施策、各地方公共団体の先進的な取組事例などを紹介し、情報共有を図っている。

「犯罪被害者支援ハンドブック（仮称）」の作成・活用の促進については、第1章P15参照。

##### 【施策番号142】

イ 内閣府において、平成24年度は、群馬県、福井県、山梨県及び高知県の職員等に向けて、犯罪被害者等施策への理解の促進や犯罪被害者等への対応のために必要となる基礎的知識等を習得するための研修会を実施した。

さらに、市区町村における犯罪被害者等施策担当窓口となる部局の確定状況等について確認し、犯罪被害者白書に掲載するとともに、随時、市区町村における施策担当窓口の確定及び総合的対応窓口の設置を促進するよう要請している（第1章P11参照）。

#### (2) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進

##### 【施策番号143】

内閣府では、性犯罪被害者が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するため、地域の男女共同参画センターの相談員等

を対象とした研修を実施し、先進的な好事例を紹介している。

#### (3) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供

##### 【施策番号144】

P44 【施策番号47】 参照

#### (4) 医療機関における性犯罪被害者への対応の体制の整備

##### 【施策番号145】

P44 【施策番号48】 参照

#### (5) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用

##### 【施策番号146】

P44 【施策番号49】 参照

#### (6) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実

##### 【施策番号147】

P47 【施策番号62】 参照

#### (7) ワンストップ支援センターの設置促進

##### 【施策番号148】

ア P45 【施策番号50】 参照

##### 【施策番号149】

イ P45 【施策番号51】 参照

##### 【施策番号150】

ウ P45 【施策番号52】 参照

##### 【施策番号151】

エ P45 【施策番号53】 参照

#### (8) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

##### 【施策番号152】

内閣府において、地方公共団体との共同事

業で、性犯罪被害者等支援を強化するための民間相談員向け研修会（P17コラム4「地方公共団体の取組（性犯罪被害者支援のための連携強化事業）」参照）を開催するとともに、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークが開催する全国研修会に講師を派遣し、犯罪被害者等に対する支援全般をマネジメントするコーディネーターとしての役割を果たせる人材の育成を支援した。

また、民間の団体で支援活動を行う者の養成・研修を実施する際の研修教材として、内閣府において平成22年度に作成し、都道府県・政令指定都市、犯罪被害者支援団体等に配布したDVDが、犯罪被害者支援団体における人材育成研修等において活用されている。

警察において、認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする被害者支援団体に対し、研修内容に関しての助言や講師派遣などの協力を行っている。また、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡しなど、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援するため、被害者支援連絡協議会等で具体的事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシミュレーション訓練を実施している（被害者支援連絡

協議会については、第1章P16、下記【施策番号154】参照）。

**(9) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実**

**【施策番号153】**

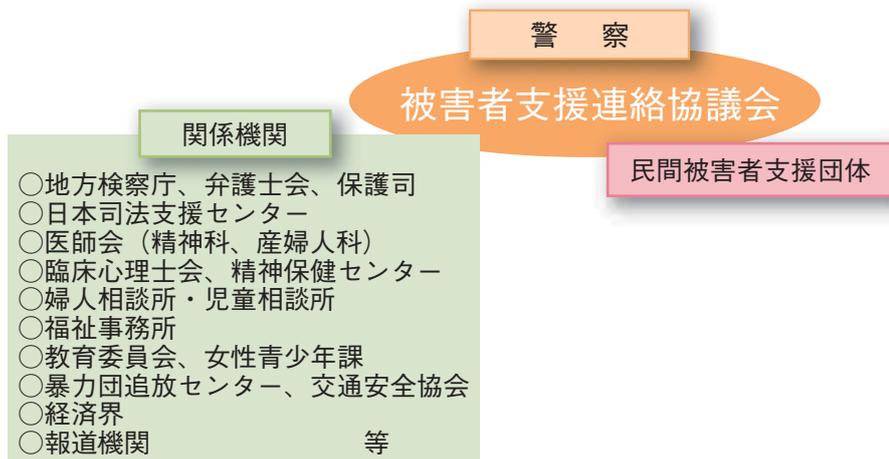
警察において、他の犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体などとの連携・協力を充実・強化し、それらの関係機関・団体などの犯罪被害者等支援のための制度などを説明できるよう努めている。さらに、犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書などを常備し、犯罪被害者等に提供している。

**(10) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進**

**【施策番号154】**

警察において、生活上の支援をはじめ、医療、公判に関することなど極めて多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、警察のほか、地方検察庁、弁護士会、日本司法支援センター、医師会、臨床心理士会、知事部局や市の担当部、県や市の相談機関などによる「被害者支援連絡協議会」を全都道府県に設立し、関係機関・団体などの相互の連携を図っている。また、個々の事案において、

**警察と関係機関・団体などとのネットワーク**



提供：警察庁

犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うために、警察署を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）を構築している。

平成24年4月1日現在、被害者支援連絡協議会が47（全都道府県）、被害者支援地域ネットワークが1,126（全警察署数1,173）設置されている（第1章P16参照）。

### (11) 警察における相談体制の充実等

#### 【施策番号155】

警察において、犯罪被害の未然防止に関する相談など各種相談に応じる窓口を設置している。また、電話による相談についても、全国统一番号の警察相談専用電話「#9110」番を設置するとともに、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談、消費者被害相談など個別の相談窓口を設け、相談体制の充実に努めている。さらに、犯罪被害者の住所地や、匿名や実名であるかにかかわらず相談に応じるとともに、犯罪被害者の要望により、被害者支援連絡協議会などのネットワークに参画する関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応に努めている。

また、警察庁から委託を受けた民間団体が、特定の犯罪等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う「匿名通報ダイヤル」を運用し、犯人の検挙や犯罪被害者の早期保護などに役立っている（P52【施策番号81】参照）。

このほか、各都道府県警察本部・警察署において、交通事故の当事者からの相談に応じ、

- ・ 保険請求、損害賠償請求制度の概要の説明
- ・ 被害者援助、救済制度の概要の説明
- ・ 各種相談窓口、被害者支援組織、カウンセリング機関の紹介
- ・ 示談、調停、訴訟の基本的な制度、手続

などの一般的事項の説明などを実施している。

また、都道府県警察において、死亡事故などの一定の交通事故事件の被害者等から、当該交通事故などを起こした加害者に対する意見の聴取等の期日などや行政処分の結果についての問合せがあった場合に、それぞれ適切に対応しており、平成24年中の都道府県警察における意見の聴取等の期日などに関する問合せに対する回答件数は7件、行政処分の結果に関する問合せに対する回答件数は26件であった。

さらに、都道府県交通安全活動推進センターにおいても、職員のほか、弁護士などが、交通事故被害者等からの相談に応じ、適切な助言を行っており、平成23年度中の同センターにおける交通事故相談回数は16,122回であった。

### (12) 「指定被害者支援要員制度」の活用

#### 【施策番号156】

警察において、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、捜査員とは別に指定された警察職員が犯罪被害者等への付添い、説明などの事件発生直後における犯罪被害者支援活動を行う「指定被害者支援要員制度」を各都道府県警察で導入している。

平成24年12月末現在、指定被害者支援要員として全国で3万2,949人が配置されている。

#### 被害者支援要員制度



提供：警察庁

○ 海上保安庁において、犯罪被害者等の支援、関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者支援主任者を部署ごとに指定し、犯罪被害者等の個々の具体的な事情を把握し、その事情に応じ犯罪被害発生直後から犯罪被害者等へ必要な助言、情報提供などを行うとともに、具体的な支援の説明を行うなど、犯罪被害者等への経済的・精神的負担の軽減に努めている。

### (13) 交通事故相談活動の促進

#### 【施策番号157】

内閣府において、地方公共団体の交通事故相談活動の推進を図るため、相談員としての基本的な心構えや知識の習得を目的とした「交通事故相談員中央研修会(初任者コース)」を開催した。さらに、被害者等からの相談に対する相談員の対応能力を向上させるため、「交通事故相談員総合支援事業」を通じて、都道府県・政令指定都市の交通事故相談活動(平成23年度の相談件数は都道府県60,637件、政令指定都市11,915件)に対する支援を行っている。

#### 交通事故サポート事業によって 作成されたDVD教材



また、交通事故被害者等の支援の充実を図ることを目的として、自助グループ活動を促進するための自助グループ連絡会議、交通事故相談所、犯罪被害者支援センター等の関係団体間の連携の強化を図るための各種相談窓口等意見交換会等を行う「交通事故被害者サポート事業」を実施している。

平成24年度に開催した意見交換会には、国土交通省が平成24年4月に新設した公共交通事故被害者支援室とともに、自動車事故の発生防止及びその被害者への援護業務を行う独立行政法人自動車事故対策機構の新たな参加を得て、各参加機関・団体が行う被害者救済業務に関して情報交換を行った。

### (14) 警察における被害少年が相談しやすい環境の整備

#### 【施策番号158】

警察において、全都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや警察署の少年係などが窓口となって、少年や保護者などからの相談を受け付けている。相談には、警察官や少年補導職員が対応し、必要な助言、指導を行っている。

また、全都道府県警察において、「ヤングテレホンコーナー」などの名称で電話による少年相談窓口を設けており、フリーダイヤルによる相談や電子メールなどによる夜間、休日における受付など、少年や保護者などが相談しやすい環境の整備を図っている。

平成24年10月、警察庁では、少年や保護者に対する相談活動を強化するため、少年補導職員などを対象に全国少年相談協議会を開催した。

平成25年4月1日現在、全国191か所に少年サポートセンターが設置されているが、そのうち64か所は、少年や保護者などが気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置されている。

(15) ストーカー事案への適切な対応

【施策番号159】

警察において、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）に基づく警告、禁止命令等、自衛策の教示などにより被害の拡大防止を図っているほか、ストーカー行為者の検挙に努めている。

各種法令に抵触しない場合でも、犯罪被害者等に自分の身を守るための方策を教示したり、避難などが必要となったときのために、婦人相談所などの関係機関を教示するほか、必要に応じて、ストーカー行為者に対する指導・警告を行うなど、犯罪被害者等の立場に立った積極的な対応を図っている。

平成24年中のストーカー規制法に基づく警察本部長等の援助件数は4,485件となっており、「被害防止措置の教示」や「被害防止に資する物品の教示又は貸出し」などの援助を行っている（「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」：<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/24DV.pdf>）。

また、警察では、昨今においても重大な結果を生じさせる事案が発生していることから、職員の意識改革や組織による的確な対応の徹底等を図っているほか、被害者に対し、事案の危険性や警察の執り得る措置等を分かりやすく説明する「被害者の意思決定支援手

続」の導入、逮捕状請求における被疑事実の要旨記載に際しての被害者に関する事項の表記方法への配慮、保護観察付執行猶予者である行為者の特異動向の把握等に関する保護観察所等との連携強化等、被害の拡大及び再被害の防止対策を推進している。

(16) 人身取引被害者の保護の推進

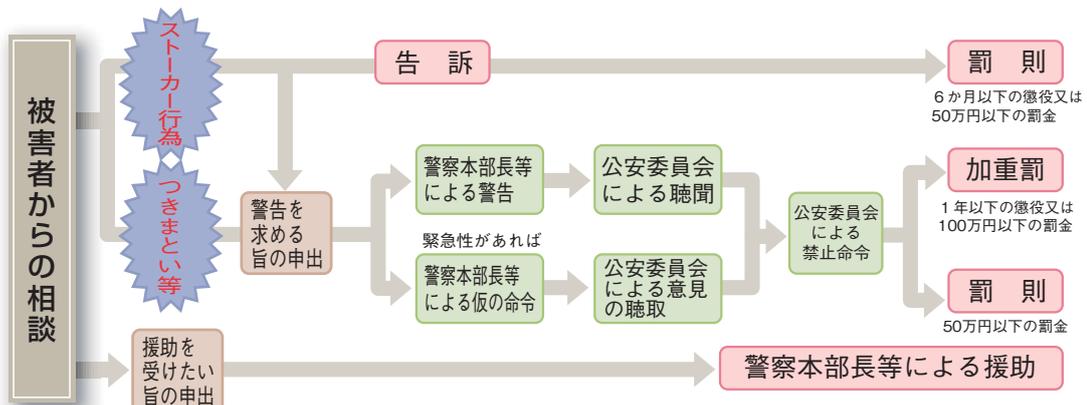
【施策番号160】

人身取引対策に関する関係省庁において、「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、被害者保護のための各種施策を推進している。

人身取引対策に関する関係省庁連絡会議において、平成22年6月には、「人身取引事案の取扱い方法（被害者の認知に関する措置）」を、平成23年7月には、「人身取引事案の取扱い方法（被害者の保護に関する措置）」をそれぞれ申し合わせ、両申合せに基づき、関係省庁で適切な措置を講じている。

また、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議として、平成24年5月、「外国人労働者問題啓発月間」に、同年11月、「女性に対する暴力をなくす運動」にそれぞれあわせ、人身取引に係る政府広報を実施した。

ストーカー事案への適切な対応



提供：警察庁

### (17) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における 福祉・心理関係の専門機関等との連携の充 実

#### 【施策番号161】

法務省において、犯罪被害者等に配慮した捜査・公判活動を行うため、検察官などの研修において、福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなど、その連携・協力の充実・強化を図っている。

### (18) 検察庁における被害者支援員と関係機 関・団体等との連携・協力の充実・強化及 び情報提供の充実

#### 【施策番号162】

検察庁において、被害者等に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等の支援に携わる「被害者支援員」を配置し、特に大規模庁においては、常時複数名を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧や証拠品の返還等の各種手続の手助けなどをするほか、犯罪被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面などの支援を行っている関係機関や団体などを紹介するなどの支援活動を行っている。

被害者支援員を対象とする研修において、被害者支援団体の関係者を講師に招いているほか、日々の活動として、被害者支援団体等との意見交換の場を設けるなど、被害者支援状況についての情報交換を行い、その連携・協力の充実・強化を図るとともに、犯罪被害者支援員の意義や役割についても記載されている犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を犯罪被害者支援関係機関・団体等に配布するなどして犯罪被害者支援員制度に係る情報提供の充実を図っている。

また、犯罪被害者等による電話やファックスでの被害相談の受付のため、地方検察庁本庁に、被害者相談専用電話であるホットラインを置き、被害者支援員等が電話対応をして

いる。

### (19) 地方公共団体に対する子ども・若者育成 支援についての計画に関する周知

#### 【施策番号163】

内閣府において、都道府県・政令指定都市に対し、平成24年1月に開催した都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議において、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）に基づく子ども・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、「子ども・若者ビジョン」（平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定）に盛り込まれた「犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう、周知した。

### (20) 「子どもの人権110番」及び人権擁護委 員の活用・充実

#### 【施策番号164】

法務省の人権擁護機関において、法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」（0120（007）110「フリーダイヤルゼロゼロなのひゃくとおばん」）を設置し、虐待・いじめ・体罰等の人権侵害を受けた子どもが安心して相談できる環境を整備して、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じている。

また、平成24年6月25日から同年7月1日までの間を「全国一斉『子どもの人権110番』強化週間」とし、相談時間を延長するなどして積極的に虐待・いじめ・体罰等の人権侵害を受けた子どもからの相談に応じており、同強化週間は平成25年度も実施を予定している（6月24日から6月30日まで）。

さらに、全国の小中学校の児童・生徒に、「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を配布したり、法務省のホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口」を開設して、パソコンや携帯電話からインターネットでいつでも相談を受け付ける体制を整備するな

子どもの人権110番ポスター



提供：法務省

ど、子どもへの相談体制の強化を図っている。

加えて、法務局・地方法務局やその支局の人権相談窓口のほか、社会福祉施設などで開設する特設相談所において、犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等である女性からの人権相談については、「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」を実施して相談体制の充実に努めている。そのほか、高齢者、障害者を対象とした全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の実施や、全国8か所の法務局・地方法務局に英語や中国語などの通訳を配置した「外国人のための人権相談所」の開設など、犯罪被害者等からの人権相談に幅広く応じている。

平成24年中における犯罪被害者等からの相談件数は315件であった。

(2) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

【施策番号165】

文部科学省において、平成20年2月に、「児童生徒の安全の確保及び犯罪被害の防止について」(通知)を発出し、関係機関と連携した取組の推進を促したほか、各種会議においても、学校・教育委員会・関係機関などの連携・協力を促している。

性犯罪の被害者を含めて児童生徒等の相談等に対して適切に対応できるよう、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置に対して補助を行ってきた。

また、児童虐待などの問題へ対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援するスクールソーシャルワーカーを、各地域の実情に応じて学校などの教育機関に配置する地方自治体の取組に対して補助を行っている。

さらに、平成25年1月には、警察庁から都道府県警察に対して、「学校におけるいじめ問題への的確な対応について」(通達)を発出するとともに、これを踏まえ、文部科学省においても、「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携について」(通知)を発出し、児童生徒の生命・身体の安全が脅かされているような重大ないじめ事案については、学校・教育委員会と警察との連携の下、いじめられている児童生徒の安全の確保のため必要な措置を行い、事案の更なる深刻化の防止を図ることなど、学校・教育委員会と警察が連携・協力していく上での留意事項を示した。

なお、犯罪被害者等施策にかかわる省庁の協力を得て、「被害者の手引」など当該制度に関する案内書や申込書を教育委員会に常備し、教育関係者などに提供している。